

保護者各位

福岡市立東部療育センター

R8年度 障がい児通所受給者証の更新について

現在ご利用の児童発達支援事業所を令和8年4月以降も継続して利用される場合、障がい児通所受給者証の更新手続きが必要となります。

つきましては、お電話にて来所日時をご予約の上、東部療育センターにご来所をお願いいたします。期間は以下の通りです。日程によっては複数人で実施する場合があります。更新手続きの所要時間は30分程度です。

手続き期間

令和7年12月初旬～令和8年2月中旬

※東部療育センターの開所時間は、平日9時～17時です。

※東区以外にお住まいの方は、担当する療育センターへご連絡ください。

○保護者の方にお持ちいただくもの

- ・現在お持ちの障がい児通所受給者証
- ・療育手帳、身体障がい者手帳など（お持ちの方のみ）
- ・黒のボールペン
- ・印鑑

【お問い合わせ】

福岡市立東部療育センター

〒813-0025 福岡市東区青葉4丁目1-1

電話：092-410-8234（平日9時～17時）

担当：相談係（中野・新海）